

農林水産政策審議会の傍聴について

- 1 報道関係者を除き、農林水産政策審議会総会および企画部会（以下、「総会等」という。）の傍聴を希望する方は、総会等が開催される前日（前日が閉庁日の場合は、直近の開庁日）の17時までに、参加者氏名および連絡先を事務局まで電話、FAX、E-mailによりご連絡下さい。
- 2 以下の方は、傍聴席に入ることができません。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 3 傍聴する際は、次のことを守ってください。
 - (1) 総会等における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
 - (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
 - (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
 - (4) みだりに傍聴席を離れないこと
 - (5) その他総会等の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと
 - (6) 事務局員の指示に従うこと
- 4 傍聴人（報道関係者を含む）による写真、ビデオ等の撮影又は録音等はありません。ただし、事前に写真撮影等許可願（様式第1号）により総会においては会長、部会においては部会長（以下、「会長等」という。）の許可を得た場合は、この限りではありません。
- 5 傍聴人は、以下に掲げる場合には、速やかに退場して頂きますのでご理解ください。
 - (1) 会長等が、審議会の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき
 - (2) 傍聴人が、上記の規定に違反するなど、会長等が退場を命じたとき

(様式第1号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
上記のとおりご許可願います。 年 月 日 農林水産政策審議会会長（部会長）様 申込者 住所 氏名	